

【入札及び契約制度の見直しについて】

特になし

【県発注建設工事、資格停止の運用状況等について】

特になし

【抽出事案に関する質疑応答】

1 公共地方道改築工事（下呂市火打地内）

Q：B等級業者を15名以上指名選定することになっており、旧下呂町内のB等級業者9名と管内のA等級業者6名の合計15者を指名選定しているが、なぜA等級業者を指名選定する必要があったのか？

A：指名選定時において旧下呂町内のB等級業者は9名のみであった。残りの6者の選定については、今回の工事がある程度高い技術を要する床版工事であったことから、旧下呂町以外から選定するのであれば、より技術力の高いA等級業者を指名選定する必要があると判断した。

Q：指名競争入札については、指名選定時において、業者の技術力を考慮して選定していることから、ある程度意味のある入札方式とも判断されるのではないかと？

A：今回と同程度の予定価格帯であり、今回のようなある程度高い技術を要する床版工事でなく、一般的な土木一式工事であったならば、今回のようなA等級業者ではなく、旧下呂町以外の管内のB等級業者を選定していたと思う。

Q：地元業者のほうが技術力や地元調整等のトータルとして、優れているといえるのか？

A：技術力については総合点数が高いほど力があると判断できる。地元調整及び段取り等については、地元業者の方が優れている傾向はあると思われるが、必ずしもそうとは限らない時もある。

Q：今回の案件は落札率が比較的高く、また応札者の入札金額が近接しており差が少ないことから、予定価格の算定が適正であったとも判断できるのか？

A：予定価格の算出は適正であったと判断しているが、今回の工事は、工種が少なく、主に型枠組立、生コン打設等の内容で、積算見積が容易であったことなどから、入札者の入札金額に差が生じにくかったのではないかと。また今回の工事で落札率が比較的高い傾向にあった要因としては、落札業者自身が施工する部分が少なく、床版の型枠組立及び生コン打設等を専門業者に外注することになり、下請け部分が多くなり割高となることも要因ではないかと思われる。

2 県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業工事（中津川市坂下地内）

Q：低入札調査基準価格を下回ったことから調査を行い、調査の結果、契約しているが、受注者以外の他の入札金額に比べて、最低価格入札者の入札金額が極端に低いことから、企業努力等はあると思われるが、特に問題ないと判断したのか？

A：積算内訳書、施工体制、資材の調達計画及び過去の工事施工実績等の技術的な面等を調査確認し、この入札金額で契約内容に適合した履行が可能であると判断し契約した。

Q：予定価格と最低価格入札額との差が比較的大きいことから、予定価格の算出は適正であったのか？

A：予定価格の算出については、県の標準歩掛及び単価等により適正に行っており、問題はない。ただ、70%程度の落札率であったことについては、今回我々の発注タイミングと、最低価格入札者の配置技術者の空き状況等が合ったのではないかと。また、可能な限りコスト削減を図って対応したいとの会社の強い意志もあったことなども落札率が低くなった要因ではないかと思われる。

Q：客観点数が870点以上の業者を指名選定する必要があったとのことで、実際は870点未満の1業者を選定しているが、なぜ選定することになったのか？

A：指名選定の段階で、施工実績等を考慮して、客観点数が870点以上で県内に本店、支店及び営業所を有し、県発注工事の手持ち工事等を考慮した結果、14者が候補となった。1者足りなかったことから、若干点数が不足しているが、下位の1業者を追加して、15者を指名選定することとなった。

Q：もし、この種の鋼製橋梁上部工事を今回のような指名競争ではなく、一般競争で実施した場合、入札参加者はどのようになっていたと予想されるか？

A：今回の場合でも県外に本店のある業者を指名選定しているが、もし一般競争入札を行ったとしても、今回のように客観点数870点以上で県内に本支店及び営業所を有する者の入札参加条件を付けることになることから、今回の入札参加者と同じような県外及び県内の業者が入札に参加してくることになると予想される。また、業者の手持ち工事の状況等により、入札参加の可否を判断してくることになるとと思われる。

3 県営農業集落排水事業工事（関市洞戸大野地内）

Q：この案件は落札率が比較的高く、最低価格入札額と最高価格入札額との差が100万円程度しかないが、このようになった要因は何が考えられるか？

A：各業者の見積積算内訳書を確認したところ、設計内訳書との比較では、入札者の直接工事費については、設計金額を上回っており、また、その他の共通仮設費や現場管理費等の諸経費分は設計金額を下回っている状況があったことから、諸経費分を調整して対応した結果、各業者の入札額が予定価格に近接したのではないかと。また鉄筋コンクリート製の建物工事が、最近の当事務所発注工事において非常に少ないことから、入札者においても型枠や材料等を持ち合わせていない状況などもあり、見積積算の直接工事費分が割高になったのではないかと、またコストダウンしづらい面もあったかとも思われる。

Q：指名業者を選定した考え方の中で、「地域性及び工事实績等を考慮」となっているが、地域性というのはどの程度の範囲を考えているのか。あまり狭い地域にすると指名選定者が固定化される傾向になってしまうのではないかとと思われる。それと工事实績の考慮についても詳しく説明してほしい。

A：まず地域性については、当該市は関市、武儀町、武芸川町、洞戸村、板取村及び上之保村が合併した新市であり、旧市町村単位を基準として業者を選定するが、その単位で業者を選定でき

ない場合は、次に関市内へ、さらに美濃市を含めた管内へ、さらには中濃圏域として可茂管内及び郡上管内まで範囲を広げ指名選定することを考えている。ただし今回の工事は関市の事業費負担分もあることから、美濃市も近いが、関市内の業者を優先し選定した。また、工事実績については、総合点数が高いと完成工事高が多く、工事実績が多いと判断できることから、今回は工事実績としては総合点数の高い業者を選定した。

Q：今回の旧洞戸村内の工事の場合は、関市の事業費負担分があることから、関市内の業者を優先して指名選定したが、美濃市の業者も指名選定するケースもあり得るといえることか？

A：今回は事業の内容等により、そのように選定したが、例えば林政部の治山事業で旧洞戸村内の工事の場合は、美濃市内の業者を選定することがある。

Q1：地元の業者だから地元精通しており、円滑にかつ安価に施工出来るとの観点で、施工箇所から道路状況等を考慮して、同心円状に広げて業者を指名選定していくということであれば特に問題はない。しかし、入札制度として、地元業者の保護や育成の観点を入れてしまうと問題がある。地元業者の保護や育成については、入札制度以外の部分で取り組むべきであると思う。

Q2：地元業者が落札して、収益があればその地元が潤うということまで考えてしまうと適正な競争は阻害されるのではないか。確かに地元の業者は大事であるが、地元の業者に受注させたいという気持ちがあっても、それよりもっと県外で安くできる業者がいれば、そこを活用したほうがよいのではないかということも言えるのではないか。また地元業者を守ることに関しては、どこかでケジメをつけないといけないし、やはり広範囲にわたって入札に参加させることが必要ではないかと考える。

Q3：地元業者の育成は県の発注工事としては考えてもらいたい部分ではあるし、技術的にも県内業者では施工が難しい場合においても、全国レベルの技術のある業者とジョイントを組んで県内の業者を育成するなどの対応をお願いしたい。そういう意味では地元の業者を保護するというのは語弊があるが、優先する必要があると思う。あまりに自由競争という発想だけでは、地元業者が生き残っていけない事情があると思われるため、そのあたりは県として配慮してもらいたい。

Q4：地元業者の保護育成として、それが過度になると自由競争が損なわれることになる。おそらく一般競争入札を行ったとしても、地域の貢献度等の項目を入れることになると思われるが、それが過度になると地元の業者が優遇されて競争性を失うことになるし、また一方長い目で見ると、過度の優遇は地元業者の技術の荒廃にもつながりかねないと思われる。

A：県や地元自治体にとっては、地元企業の育成の観点は必要不可欠であると思われる。非常に高度な技術を要し、県内業者のレベルでは対応できない工事もあるが、県内業者のレベルで施工が可能な工事であれば、県内業者を対象とした条件付き一般競争入札を行うことを基本としている。確かに地元業者の受注の確保は、入札制度とは別の観点で考えるべきものではないかと思われる。

4 県単道路改良工事・県単舗装道新設工事（揖斐郡大野町牛洞地内）

Q：この案件は極端に落札率が低く、また最低価格入札額と最高価格入札額との差も非常に大きく、低入札基準価格以下が4者もいる。さらに、最低価格入札額がその価格により入札した理由においても「役員報酬の削減等によりで対応」となっていることから、過当競争となっており、この状況が必ずしも良いとは思わないが、このようになった原因は何が考えられるか？

A：大野町発注工事で低入札の工事が続いていた状況もあり、その流れの中で各業者がかなり低い価格で入札したのではないかと。中でも今回受注した業者は昨年度も近接箇所でも施工していたことから、今回も是非受注したいとの意図があり、さらに安く入札してきたのではないかとと思われる。

Q：このように落札率が極端に低い工事については、下請業者への代金の支払いが滞ってしまうような状況があると思われる。低入札価格調査では、下請け代金の支払い遅延状況の項目もあるが、具体的にはどのような対応を行っているのか？

A：契約後にどんな施工体制で行うのか、また下請業者がいる場合は、下請届に下請代金を明示し契約約款とともに提出させ、下請業者へのしわ寄せなどとならないよう確認している。

Q：4者のみ極端に低い入札額で、この4者はすべてが大野町内の業者であるが、特にこの地域では公共事業は減ってきているか？

A：この地域に限らず、全般的に公共事業費は落ち込んでいる状況がある。最近においては特に過度の受注競争となっており、昨年度と比較しても低入札価格調査対象工事は増えている状況がある。

Q：低入札価格の工事で心配されるのが、特に手抜き工事であるが、発注者として工事施工中に特別な対応は採っているのか？

A：当然そういったことが予想されることから、発注者として現場管理を厳格に行うようにしており、例えば、施工業者に対しては、施工段階の確認頻度等を通常の場合より増やしたりしている。また本庁の検査監による査察指導等を実施し、手抜き工事等が無いよう現場管理を徹底している。

5 県営かんがい排水事業工事（各務原市鵜沼字伊木山地内）

Q：辞退した1者の辞退理由は把握しているか？

A：電話で確認したところ、手持ちの工事の関係で、技術者を配置できないとのことで、今回の入札を辞退したとの説明であった。

Q：技術者を配置できないとの理由で辞退するケースは多いのか？談合体質がなくなりつつある状況においては、以前のように、とりあえず入札に参加しておこうかと考えるのではなく、技術者を配置することができない状況であれば、辞退する傾向が全国的にもみられるようになってきているのではないかと。

A：詳細なところは分かりかねるが、当然建設業法等の規程により、ある一定規模の公共工事を受注した場合には、専任技術者の配置が義務付けられており、仮に専任技術者の重複等の違反になると行政処分等の対象となることから、業者側においても技術者を配置できない状況で、入札に参加するか否かの判断は、慎重かつ的確に対応していると思われる。

Q：今回の工事の場合では、ポンプそのものを県が購入して、据付工事のみ施工させる発注形態は考えられなかったのか？

A：部として定めた発注ルールとして、500mm以上の大口径のものの場合には、発注先はポンプ製作メーカーとしているが、今回は500mm未満の口径であることから、今回の発注形態となった。

6 公共沿道環境改善事業工事・県単舗装補修工事（岐阜市金園町ほか地内）

Q：この工事は契約金額が大きい割に、最低価格入札者と最高価格入札者との金額差が小さいと感じるが、これはどんな原因が考えられるか？

A：舗装工事については、材料が公表されている単価であり、またその材料を機械で敷き均す単純な作業工程で、見積積算が容易であったことなどから、各業者の見積額に差が生じにくい状況があったとも考えられる。

Q：この工事工区を含め、5工区の舗装工事が同時期に発注されているようだが、この5工区の指名選定業者は今回の工事の指名選定業者と異なっているのか？

A：舗装業者を指名選定することから、業者は限られるが、金額が大きな工事の場合は、客観点数の高い業者を、小さい工事については、低い業者を指名選定するようにしている。

7 各務原西高防衛施設周辺防音機械設備工事（各務原市那加東亜町地内）

Q：一般競争入札にしては、落札率が指名競争入札と同程度であり、入札者の入札金額にも差が少ないように感じるが、一般競争入札の場合は指名競争に比べて落札率が低くなる傾向はあるのか？

A：平成17年度の入札方式別の落札率では、全体としては約92.6%、一般競争入札方式で、約91.4%となっており、一般競争の方が他の入札方式に比べ若干低い傾向がある。